

意見等	対応
・ P 2 計画の位置づけについて 図式の総合計画の上部に自治基本条例が入るのである。総合計画でも同じように位置付けている。	計画としての位置づけでは、総合計画が上位となるように図式しています。総合計画においては、自治基本条例の第 28 条に明記されています。
・ P 3 (1) 多様な主体との連携・協働 専門的な知識を有する民間や特定非営利活動法人は、まとめて「市民活動団体」としたほうがよいのではないかと。NPO も民間であり、他の団体（一社、財団法人など）の関わりの方が NPO より大きいのではないかと ※移住定住関係 一般社団法人 B e など	“市民活動団体”のほうが大きな枠組みとなりえることから記載を変更し、“市民活動団体”を用語解説に加えます。
・ P 3 (1) 多様な主体との連携・協働 庁内連携体制の記述がない。総合計画でも記述があるので、入れるべきではないかと。	入れた内容で修正します。 修正前：地域の主体となる自治協議会や自治会、これからのまちを担う小中高の児童・生徒や大学生、専門的な知識を有する民間や特定営利活動法人の多種多様な団体と市が一体となり、魅力あるまちづくりの実現に向けて連携・協働することを推進します。 修正後：地域の主体となる自治協議会や自治会、これからのまちを担う小中高の児童・生徒や大学生、市民活動団体の多種多様な団体と市が庁内横断連携体制のもと一体となって、魅力あるまちづくりの実現に向けて連携・協働することを推進します。
・ P 8 取組について 民間との人事交流があれば、もっと事業者や市民の意見を反映できると感じる	今後の参考とします。

意見等	対応
・ P 9 用語解説について ウェブ会議やテレワークは一般用語になっているはず。 特定非営利活動法人も市民活動団体となればいいが、サービスを提供するということはない。市債やふるさと納税もいらないのではないか。	検討、修正します。 削除用語： ウェブ会議、テレワーク、メリハリ、特定非営利活動法人、ふるさと納税制度、キャッシュレス決済、電子決裁、ペーパーレス化、モチベーション、スキルアップ 追記用語： 市民活動団体 特定の目的を持って活動する団体で、公共の利益や社会貢献を目的として、主体的・自主的に取り組む団体をいう。特定非営利活動法人（NPO）や一般社団法人、一般財団法人等も含む。